

エコアクション21

環境活動レポート

2017（平成29）年度

対象活動期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日
作成日：平成30年5月17日

大阪弁護士会

目次

大阪弁護士会環境方針	……………	1
1 組織の概要	……………	2
2 環境への負荷の自己チェックシート及び目標設定書	……………	4
3 環境活動計画の内容と評価	……………	5
4 環境関連法規への違反・訴訟等の有無	……………	11
5 組織図 事務局人員配置図	……………	13
6 代表者による評価と見直し	……………	14

大阪弁護士会環境方針

1 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。そのような中、かけがえのない地球環境を保全し、持続可能な社会を形成しようとする意識が強まり、今まさに、温室効果ガス排出量の削減などに代表される環境保全の活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

大阪弁護士会は、これまで、悲惨な公害の根絶や自然環境の保全・再生に向けて、国や自治体等に対して様々な提言を行なうとともに、シンポジウムの開催などを通じて市民の皆様にも環境保全の重要性などを訴えてまいりました。当会は、今後とも、環境負荷の削減、環境保全のため、外部に対するこれらの活動を継続しますとともに、当会会員弁護士の執務や、当会の会務・会館の運営などにおいても、環境保全の活動に取り組むことを誓約し、ここに次の行動方針を策定します。

2 行動方針

- (1) 公害の根絶、豊かな環境保全・再生、持続可能な循環型社会の実現に向けて、国、自治体並びに社会に対し提言や働きかけを継続的に実施します。
- (2) 当会会員弁護士に対する環境保全、環境負荷削減に関する広報・啓発活動をおこない、会員弁護士の執務において環境保全などが実現されるよう取り組みます。
- (3) 環境保全、環境負荷削減のため、当会の会務運営と会館管理にあたり次の施策に取り組みます。
 - ① 水・電気の適正使用を意識し、無駄な消費の削減に継続的に取り組みます。
 - ② 廃棄物排出量を常に意識し、無駄な廃棄物が生じないように継続的に取り組みます。
 - ③ 紙使用量を常に意識し、その削減に向けて継続的に取り組みます。
 - ④ 環境関連法規・条例およびその他の法令を遵守します。
 - ⑤ 会館利用者の環境保全意識の向上を目指し、教育・啓発活動を行います。
 - ⑥ 業務上、必要な製品等を購入する際に、環境負荷が少ないものを優先的に購入します。

制定日：2009年（平成21年）9月28日

2017年（平成29年）4月1日

大阪弁護士会

会長 小原正敏

1 組織の概要

(1) 事業所名 大阪弁護士会

(2) 代表者名 会長 小原 正敏(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(3) 所在地 大阪市北区西天満1丁目12番5号

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先(平成29年度担当)

環境管理責任者 副会長 金井 美智子 (Tel 06-6364-1225)

担当事務局 白谷 成一 (")

(5) 大阪弁護士会の沿革など

明治13年5月大阪組合代言人という名称で組合を結成。同6月初代会長等選出。明治26年5月旧々弁護士法施行にともない大阪組合代言人を廃止し大阪地方裁判所所属弁護士会となりました。大正15年5月名称を大阪弁護士会と改称(旧々弁護士法時代)。昭和24年9月現行弁護士法が施行され、現在の大阪弁護士会となりました。大阪府下に事務所を設置する弁護士及び外国法事務弁護士は全員が当会に所属しています(強制加入団体)。

(6) 事業活動の内容

大阪弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現のためさまざまな活動を行っています。市民への法的サービスを提供するための弁護士法の趣旨による調査研究活動、また弁護士の全般的なサポート活動に取り組んでいます。

(7) 規模(大阪弁護士会本部) (平成30年3月31日現在)

① 大阪弁護士会本部

会員数: 4,571名(外、弁護士法人171法人)

職員数: 108名

所在地: 大阪市北区西天満1丁目12番5号

建物: 地下2階・地上14階

延床面積: 17,005.29㎡

敷地面積: 5,078.06㎡

② なんば法律相談センター

職員数：2名

所在地：大阪府中央区難波4丁目4番1号 ヒューリック難波ビル4階

③ 堺法律相談センター

職員数：1名

所在地：堺市堺区南花田口町2丁3番20号 三共堺東ビル6階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

④ 岸和田法律相談センター

職員数：2名

所在地：岸和田市宮本町27番1号 泉州ビル2階

⑤ 谷町法律相談センター

職員数：1名

所在地：大阪府中央区谷町3丁目1番9号 MG大手前ビル5階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

2 環境への負荷の自己チェックシート及び目標設定書

【会館になんば及び岸和田法律相談センターの数値を追加(2014年度分以降)】

- ・2015年1月18日付の更新登録より、なんば及び岸和田法律相談センターを対象範囲に追加。
- ・賃貸借契約の関係上、なんば及び岸和田法律相談センターについては、電気量とコピー用紙のみ計上。

年度 期間	2008		2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015		2016		2017		2018		
	(基準年度) 2008.4~2009.3	(実績) 2009.4~2010.3	(目標) 2010.4~2011.3	(実績) 2011.4~2012.3	(目標) 2012.4~2013.3	(実績) 2013.4~2014.3	(目標) 2014.4~2015.3	(実績) 2015.4~2016.3	(目標) 2016.4~2017.3	(実績) 2017.4~2018.3	(目標) 2018.4~2019.3	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)
会員数(人)	3,409	3,591	3,791	3,726	3,926	3,866	4,066	4,017	4,150	4,144	4,344	4,237	4,437	4,343	4,543	4,461	4,661	4,571	4,661	4,571	4,771		
	2009.3.31時点	2010.3.31時点	2011.3.31時点	2012.3.31時点	2013.3.31時点	2014.3.31時点	2015.3.31時点	2016.3.31時点	2017.3.31時点	2018.3.31時点	2019.3.31時点(予測)												
水(m ³)	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	5,441	5,229	5,424	5,430	5,429	5,502	5,771	5,633	5,895	5,780	5,710	5,780	5,710	5,916		
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.35	1.26	1.31	1.25	1.28	1.24	1.33	1.24	1.32	1.24	1.25	1.24	1.25	1.24		
基準値に対する比率(%)	100%	105%	100%	99%	100%	94%	100%	90%	83%	87%	83%	85%	82%	88%	82%	88%	82%	83%	82%	83%	82%		
ガス(m ³)	22,356	3,254	22,356	1,536	25,755	876	26,673	2,063	1,245	309	1,086	238	266	932	273	570	280	107	280	107	286		
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	0.51	0.30	0.07	0.25	0.06	0.06	0.21	0.06	0.13	0.06	0.02	0.06	0.02	0.06		
基準値に対する比率(%)	100%	14%	100%	6%	100%	3%	100%	8%	5%	1%	4%	1%	1%	3%	1%	2%	1%	0%	1%	0%	1%		
電気(kWh)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	1,895,205	1,838,450	1,871,268	1,911,360	1,856,251	1,943,406	1,746,539	1,989,834	1,845,709	2,041,518	1,820,934	2,089,698				
※2	556	524	500	517	500	500	500	472	443	452	440	438	402	438	414	438	414	438	398	438	398		
基準値に対する比率(%)	100%	94%	90%	93%	90%	90%	90%	85%	80%	81%	79%	79%	72%	79%	74%	79%	74%	79%	72%	79%	72%		
CO ₂ (kg-m)	762,552	717,929	686,297	731,831	790,378	731,770	817,266	720,678	726,250	966,217	716,760	971,364	976,140	868,418	976,745	911,240	1,002,115	897,966	1,025,765				
※2、3	224	200	201	196	201	189	201	179	175	233	165	229	220	200	215	204	215	196	215	196	215		
基準値に対する比率(%)	100%	88%	90%	88%	90%	85%	90%	80%	78%	104%	74%	102%	98%	89%	96%	91%	96%	88%	96%	88%	96%		
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	6,942,000	6,640,000	7,858,000	6,516,000	7,856,000	7,542,900	6,844,000	7,723,100	6,957,500	7,923,700	7,068,500	8,110,700				
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,728	1,600	1,896	1,500	1,854	1,700	1,576	1,700	1,560	1,700	1,546	1,700	1,546	1,700		
基準値に対する比率(%)	100%	79%	90%	78%	90%	75%	90%	79%	73%	86%	68%	84%	77%	72%	77%	71%	77%	70%	77%	70%			

※1 会員数は200名ずつ増加することを想定。

※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等。

※3 2016年度以降の二酸化炭素排出係数は、電気使用量×0.493(kg-CO₂/kWh)+ガス使用量×0.0509×45.0で算出。

(これまでの評価)

水について

会員1人あたりの使用量は前年及び基準年度を下回ることが見込まれる。

会員数、会館内の行事が年々増加しているため、生活排水の増加が見込まれる。

総量を減らす工夫が必要であるが、弁護士会の活動を活性化するとともに行事数等も増加するため、更に節水を呼びかけたい。

ガスについて

2009年度以降、空調の稼働について、電気ではまかなうことができない場合のみガスを使用することとなったため、大幅に使用量が減少している。空調機器を効率的に使用し、更なるガス使用量の削減に努めたい。

電気について

2013年度に800kWから760kWに、2015年度に760kWから740kWに、それぞれ契約電力の見直しを行った。

水と同じく、会員数、会館内の行事等の増加に伴い、使用料は増加の傾向にあるため、今後も工夫の検討が必要である。

二酸化炭素について

引き続き、二酸化炭素の排出量の削減に努めたい。

コピー用紙購入枚数について

今後もペーパーレス会議の促進を行いたい。

※グリーン購入の実績について

紙類	αエコカラーペーパー(大塚商会):FSCミックス SG(ゼロックス):グリーンマーク
文具類	ペン マーカー 修正テープ等

什器・備品類の購入は、総務部総合管理課が担当している。

備品、消耗品については、引き続き、グリーン購入を続けたい。

3 環境活動計画の内容と評価

以下の基準によって評価しました。

- 5：達成されている。
- 4：ほぼ達成されている。
- 3：運動をし、一定の効果をj得ているが、十分に浸透していない。
- 2：運動をしているがほとんど浸透していない。
- 1：運動がほとんどできていない。
- *：将来における対処のため現時点での評価は不能。

1 対外的働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
公害環境問題に関する調査研究等をおこなう委員会などの組織体制を今後も設置する。 上記は、定例に会議を開催し、毎年度、その活動を報告書として取りまとめる。	5：公害対策・環境保全委員会を設置している。毎月1回開催しており、当会の委員会活動として引続き継続する。 環境問題についてシンポジウム等を開催している。	引き続き、今後も委員会内で調査研究を行う。

2 会員弁護士への働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減に資する情報を提供する。	2：必要に応じてホームページ内の会員専用サイト等を通じて情報提供している。	ホームページ内の会員専用サイト等を通じて継続的に広報を行っていく。
会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減をはかるための広報・啓発活動を行う。	2：必要に応じてホームページ内の会員専用サイト等を通じて情報提供している。	ホームページ内の会員専用サイト等を通じて継続的に広報を行っていく。

3 会務運営と会館管理における取り組み

電気使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
上1階、下2階への移動は、階段を利用	4：1階と地下1階への移動は、多くが階段を利用している。	引き続き館内放送等で呼びかけを続ける。
<p>利用状況に応じてエレベーターとエスカレーターの運転を休止・制限する。</p> <p>・利用者が少ない時間帯はエレベーターの稼働数を減少する。</p> <p>・1、2階エスカレーターの稼働を講演会などの開始と終了時に限定する。</p>	<p>5：エレベーターの稼働時間を以下のとおり定めている。</p> <p>8：30～10：30 4基中2基稼働</p> <p>10：30～11：30 4基中3基稼働</p> <p>11：30～19：00 全基稼働</p> <p>19：00～21：15 4基中3基稼働</p> <p>21：15 2基停止</p> <p>21：20 1基停止</p> <p>5：エスカレーターは、原則、講演等の開始時・閉会時の混雑時のみに稼働を限定している。</p>	エレベーターの稼働について、21時以降警備終了まで3基稼働を順次停止することとしている。
館内室温（夏27度、冬21度）を適切に保ち、過度の冷暖房を抑制	5：職員、会員にも浸透している。	引き続き取り組んでいく。
遮光カーテン（夏は下げ、冬は上げる）を活用して冷暖房の軽減をはかる。	5：防災センターにて集中的に管理している。	引き続き取り組んでいく。
電気機器の購入時には環境負荷の軽減も斟酌して新機器を選定する。	3：電気機器を購入する際には、消費電力量にも注視している。	カタログ等にはエコマークの商品が一目で分かるため、可能な限り環境負荷の少な

		い商品を購入していきたい。
ノー残業デーの遵守を励行する。	3：全職員にメールを配信し、周知している。	引き続き取り組んでいく。
電力使用量の安易な増加を防ぐため、会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	3：会議室を使用する際には、会議の参加人数に見合った収容人数の会議室を選ぶようにする。	会議室予約をする際の注意事項として、職員に対し、ルールを定めて、運用していく
館内照明のLED化	3：会議室フロアのLED化については、費用が高額になることから、会館の長期修繕の際などに提言していく。また、今年度は事務局内の照明の間引きを実行した。	平成30年度より複数年をかけて順次実施予定である。
契約電力の見直し	5：平成27年度末に契約電力の見直しを行った(760kW→740kW)。	引き続き、節電に取り組んでいく。

水使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
水の無駄な使用を抑制する。	3：特に一般市民の来館者には浸透していない。	会員数、来館者数増加に伴い、手洗いを利用する機会が増えるため、地道に広報を行っていく。

紙使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
会員に対しメールアドレスの登録を促し、登録者への連絡は電子メールを活用する。 ・委員会等の資料配付は、電子データを活用する。	4：各委員会にて、当会へのメールアドレスの登録を呼びかけている。	年度最初の各委員会の場において、広報を行い、新規入会した会員にも届出をお願いしている。 現在の登録者数は全会員の84%に達している。

<p>紙使用量を継続的に管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙購入量を継続的にカウントし、日常会務に紙使用量を意識する。 	<p>5：弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会において、定期的に電気・水道・ガスとともに使用量を報告し、環境活動に関する啓発を行っている。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>コピー、印刷方法を工夫し、紙使用量を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、両面印刷、また用途に支障がない範囲で2アップコピーを励行する。 	<p>5：達成されている。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>FAX送信の無駄をなくす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールとFAXの重複送信を止める。 ・委員会開催通知を会員へFAX送信するときは、名簿を添付しない。 	<p>5：達成されている。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>反故紙の再利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再使用が可能な反故紙の回収箱を設け、反故紙を回収する。 	<p>3：可能な範囲で取り組んでいる（FAX受信用紙への再利用、メモ用紙への転用等）。</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>
<p>委員会配布資料の無駄を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既配布の有無、閲覧での代替性、過度の部数にならないよう留意し紙使用量が安易に増加させないよう意識する。 	<p>3：委員会の前には、委員の出欠を確認し、必要部数を用意するよう徹底している。</p>	<p>弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会においてのペーパーレス会議の試行を開始した。今後、対象者の拡大について更に推進する。また、ペーパーレス会議をする委員会も徐々に増加してきている。</p>
<p>全会員配布資料の絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者への配布だけで足りないか、また、レターケースへの備置やホームページでのPDFファイル配布で 	<p>3：全会員に必要ななければ、案内等を棚置きし、必要部数をとってもらうこととしている。会員名簿は発行部数を削減し、会務報告書及び</p>	<p>引き続き取り組んでいく。</p>

足りないかなど。	会則集については、会員専用サイトに掲載し、印刷は行わないこととしている。	
紙使用量の安易な増加を防ぐため、会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	当会の全体のテーマとして、引き続き検討を行う。	

廃棄物量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
製品の長期使用を励行する（その使用によって大きな環境負荷が生じるときを除く）。	4：ほぼ達成されている。	引き続き取り組んでいく。
カン、ビン、ペットボトルなどのゴミの分別を引き続き実施する。	5：ペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。	引き続き取り組んでいく。
備品の購入にあたっては、リサイクルの可否、リサイクル効率も斟酌して購入品を選定する。	3：可能な限り選定している。	プリンターのトナーはリサイクルトナーを活用している。
再生紙の使用を引き続き実施する。	5：達成されている。	購入するコピー用紙は、従前どおり再生紙とする。
廃棄物量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	4：ほぼ達成されている。	引き続き、反故紙、裏紙の利用を行う。またペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。
消耗品の購入にあたっては詰め替え可能なども斟酌して購入品を選定する。	4：ほぼ達成されている。	消耗品の発注は総合管理課が基本的に行なっているので、引き続き詰め替え可能な商品を選択するように取り組む。

会館利用者への広報について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
館内放送・館内掲示を活用して、環境負荷軽減への取り組みを広報する。	5：館内放送を実施している。	引き続き取り組んでいく。
委員会等などによって環境負荷削減への取り組みを広報・啓発する。	3：更に意識を高めたい。	年度初めの委員会等において、紙の消費節減について協力をお願いしている。

4 環境関連法規への違反・訴訟等の有無

1 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	該当する活動	評価
環境基本法（第八条）	ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減努力。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律（第二十条の五）	温室効果ガス排出抑制努力義務	○
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（第十条）	職員に対する環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な、環境保全の意欲の増進、または環境教育を行う。	○
循環型社会形成推進基本法（第十一条）	製品が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講じる義務	○
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（第四条）	分別排出の努力義務	○
特定家庭用機器再商品化法（第六条）	特定家庭用機器をなるべく長期間使用する。	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（第五条）	環境物品等を選択するよう努める。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第三条） （大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（第四条））	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するよう努める。	○
フロン排出抑制法	エアコンの点検	○
資源の有効な利用の促進に関する法律（第四条）	事業活動に伴い、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。	○
下水道法（第十条）	排水設備の設置義務。	○
大阪府環境基本条例（第四条）	事業活動を行なうにあたり、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。	○
大阪府自然環境保全条例（第八条）	事業活動を行うにあたり、自然環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。	○
大阪府生活環境の保全等に関する条例（第五条）	環境負荷低減義務	○

大阪府循環型社会形成推進条例(第四条)	事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずる。	○
大阪府温暖化の防止等に関する条例(第四条)	事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずる。	○

2 違反、訴訟等

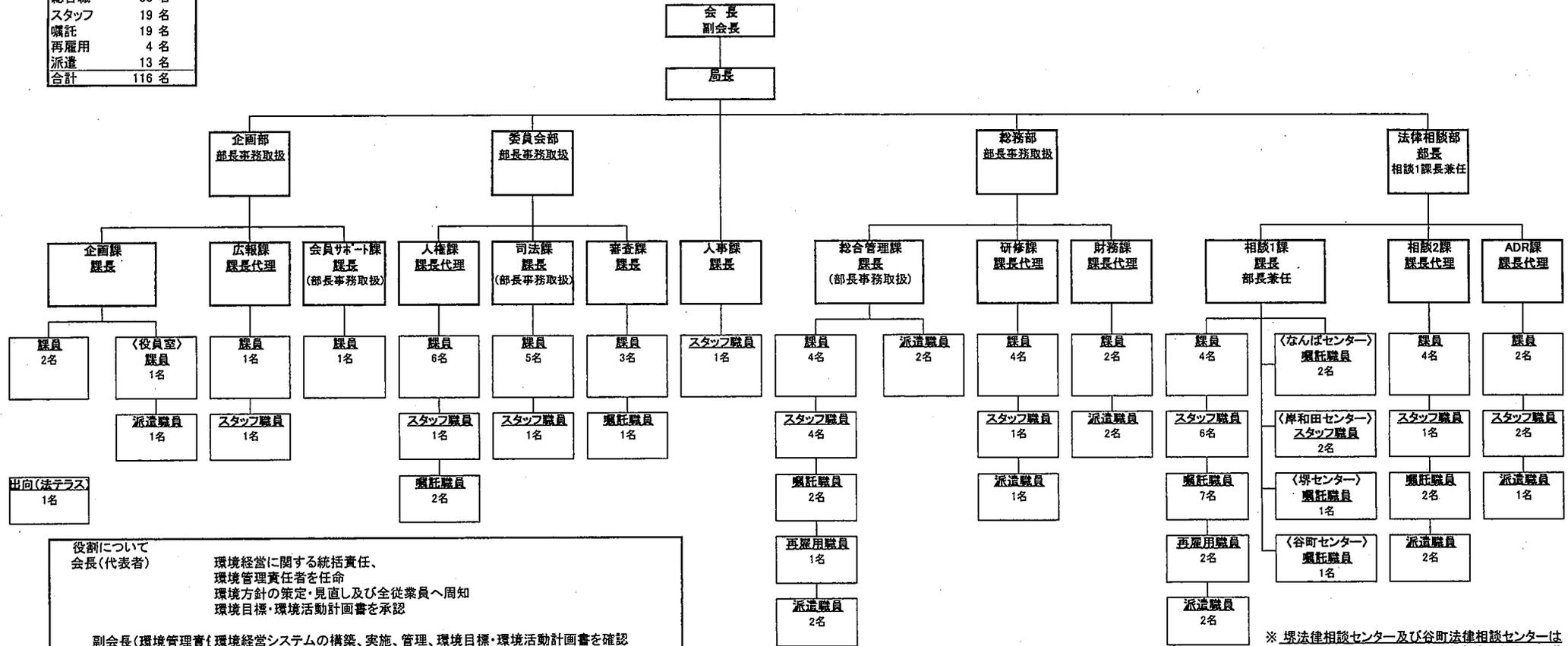
環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。
関係当局よりの違反等の指摘及び訴訟等は、過去3年間ございません。

5 組織図 事務局人員配置図

※対象者数は、113名になります。※色抜きの箇所が、登録対象外となっております。(堺、谷町法律相談センター各1名、出向者1名)

正副会長	8名
総合職	53名
スタッフ	19名
嘱託	19名
再雇用	4名
派遣	13名
合計	116名

(平成30年3月31日現在)



13

役割について	環境経営に関する統括責任、 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 環境目標・環境活動計画書を承認
副会長(環境管理責任者)	環境経営システムの構築、実施、管理、環境目標・環境活動計画書を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境活動レポートの確認
事務局 (事務局・ 総務部総合管理)	環境管理責任者の補佐、EA21推進ワーキングチーム事務局 環境方針の周知、教育訓練 環境活動計画の実施及び状況確認 環境活動の実績集計 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境活動レポートの作成(事務所に備付けと地域事務局への送付)
内部監査	事務局4部(企画部・委員会部・総務部・法律相談部)が相互にチェック

※ 堺法律相談センター及び谷町法律相談センターは
日本司法支援センター大阪地方事務所と共同運営
のため、エコアクション21の認証範囲外

6 代表者による評価と見直し

実施時期	エコアクション21推進ワーキング・チーム（不定期開催）
出席者	エコアクション21推進ワーキング・チーム委員
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> 1. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、見直し日時と場所を確保し、代表者へ連絡する。 2. 担当副会長、事務局長が見直し資料の説明を行う。 3. 担当副会長は、方針、目的、環境経営システム等改定の必要性をチェックする。 4. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、代表者の指摘、意見等を記録する。 5. 代表者の最終確認を得る。 6. 事務局長は、見直し完了後速やかに各課に周知徹底する。 <p>※ 必要があれば、メーリングリストを利用して、検討することができる。</p>
備考	引き続き同ワーキング・チームにてエコアクション21の活動に取り組んでいく。

平成25年度、26年度においては、紙（コピー紙）の購入についてシンポジウム等の会事業を多数開催したことに伴い、基準年度を上回る数値となった。会活動の活性化に伴うシンポジウム等が多数開催されることにより、紙（コピー紙）の使用はやむを得ないところもあり、資料の電子化を今後も推進していくが、それ以外の分野における節減も併せて努めたい。

その他、電気・水・ガスの消費量については、以下のとおりの取り組みを行っている。

今後も引続き、エコアクション21の活動をスムーズに行うため、理事者（会長・副会長）直轄のエコアクション21推進ワーキング・チームのもとに取り組んでいくこととする。

① 電気

契約電力を平成28年1月から760kWhから740kWhに変更している。

照明のLED化について、平成30年度より複数年かけて順次実施の予定である。

② 水

水消費量の多くをトイレに使用しているため、来館者数により増減する傾向にあるが、引き続き節水等の施策を検討する。

③ ガス

夏・冬の空調の使用の際に、ガスを電力の補完エネルギーとして使用しているが、今年度は設備機器の劣化により、昨年度よりガスの使用が防火した。引き続き、電力と合わせてバランスよく使用し、効率的な利用を検討する。

④ 紙

ペーパーレス会議の導入により紙の節減に努める。

昨年度より総会に次ぐ意思決定機関である常議員会（毎月2回開催）において希望者を募り、ペーパーレスによる会議運営を実行している。役員会議においてもペーパーレスを実行している。

また、会務報告書について、平成26年度は800部印刷、平成27年度は400部印刷と削減し、平成28年度から印刷は行わないこととしている。会則集については、ホームページ（会員専用サイト）に掲載することで印刷は行わないこととしている。

⑤ その他

各事務局執務室において、照明の間引きを実行している。

以上